

2016年消費者契約法改正の概要と課題

山本敬三

I はじめに

2016年の第190回国会において、「消費者契約法の一部を改正する法律」(以下では「改正法」という。)が成立し、2016年6月3日に平成28年法律第61号として公布された。同法は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を経過した日(2017年6月3日)から施行される予定である。

1 改正の経緯

消費者契約法(以下では単に「法」と略することがある。)については、2000年の制定時に、同法施行後の状況について分析・検討を行い、必要があれば5年を目途にその見直しを含めて所要の措置を講ずることが、衆参両院の附帯決議において求められていた¹⁾。その後、2006年に消費者団体訴訟制度を導入する旨の改正が行われ、2008年に景表法及び特定商取引法に消費者団体訴訟制度を導入することに伴う改正が行われたのに対し、同法の実体法部分については、2008年に当時の国民生活審議会消費者政策部に消費者契約法調査検討委員会が設置され、同法施行後の状況について調

査・検討が行われたものの²⁾、改正には至らなかった。

同法施行後の状況の調査・検討は、その後も消費者庁において継続され、2012年に「消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査結果報告」³⁾、2014年に「消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書」⁴⁾が取りまとめられたほか、消費者委員会においても、同法の見直しに向けた理論的分析として、2013年に「『消費者契約法に関する調査作業チーム』論点整理の報告」⁵⁾が公表されている⁶⁾。

こうした動きを背景として、2014年8月に、内閣総理大臣から消費者委員会に対し、消費者契約法のうち「契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等の在り方を検討すること」について諮問があり、同年11月より、消費者委員会において消費者契約法専門調査会(以下では「専門調査会」という。)が設置され、同法の改正に向けた審議が進められた。専門調査会では、2015年8月に、その時点までの審議の到達点を整理するとともに、その後の検討の方向性を示した「中間取りまとめ」⁷⁾を公表した後、さらに審議を進め、2015年12月に「消費者契約法専門調査会報告書」⁸⁾を取

りまとめた。これをもとに、2016年1月7日に消費者委員会から答申が出され⁹⁾、同年3月4日に、閣議決定を経て、上記の消費者契約法の一部を改正する法律案が国会に提出された。同法案は、同年5月10日に衆議院において可決された後、同年5月25日に参議院において可決され、成立するに至っている¹⁰⁾。

2 本稿の課題と構成

今回の改正にあたっては、諮問にしたがい、消費者契約法の実体法部分について広く改正課題の洗い出しが行われ、検討された項目は多岐にわたった。専門調査会では、24回にわたって審議を進めたが、すべての項目についてコンセンサスを得るためには、さらに時間を要することが明らかになった。そのため、「速やかに法改正を行うべき内容を含む論点」¹¹⁾と「上記以外の論点」¹²⁾を区別し、ひとまず前者について改正の提案を行うこととなった。それに対し、「上記以外の論点」については、「消費者委員会においてさらなる検討を加えた上でできる限り早く答申を行う」ものとされている¹³⁾。ここからもわかるように、今回の答申を受けた改正法は、諮問に対して完結したのではなく、今後さらに改正の要否について審議を続けることが予定されている。

そこで、本稿においては、まず、IIにおいて、検討課題として取り上げられたものを確認した上で、IIIにおいて、今回成立をみた改正法の概要を紹介し、IVにおいて、残された今後の検討課題とそこに共通してみられる問題点を整理することとしたい。

II 消費者契約法の改正に向けた検討課題

まず、審議の過程で取り上げられた検討課題を確認しておこう。

1 検討の観点

(1) 諮問で示された観点

諮問では、「消費者契約法(平成12年法律第61号)について、施行後の消費者契約に係る苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえ、情報通信技術の発達や高齢化の進展をはじめとした社会経済状況の変化への対応等の観点から、契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律の在り方を検討すること」が求められている。

これによると、まず、消費者契約法施行後の消費者契約にかかる苦情相談の処理例及び裁判例等の情報の蓄積を踏まえることが必要とされている。基本的な前提として、消費者契約法施行後の実務の状況を踏まえた改正が求められているわけである。

その上で、諮問は、「社会経済状況の変化への対応」を考慮すべき観点として示している。その際、「情報通信技術の発達」と「高齢化の進展」が特に例示されている。前者は、特にインターネット取引の普及等により、契約締結の方法等が多様化したことに伴って生じた消費者被害への対応を示唆したものであり、後者は、判断力が不十分な高齢者が不必要な契約を締結させられることによる被害への対応を示唆したものとみることができる¹⁴⁾。

(2) 民法(債権関係)改正との関係

このほか、現在進められている民法(債権関係)

1) 消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法(第2版補訂版)』(商事法務、2015年)626頁以下を参照。
2) 内閣府国民生活局消費者企画課「消費者契約法の評価及び論点の検討等について(平成19〔2008〕年8月20日)」(http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9906097/www.consumer.go.jp/seisaku/shingikai/hokokusyo/hokokusyo.html)を参照。
3) 消費者庁「消費者契約法(実体法部分)の運用状況に関する調査結果報告(平成24〔2012〕年6月)」(http://www.caa.go.jp/planning/23keiyaku.html)。
4) 消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会報告書(平成26〔2014〕年10月)」(http://www.caa.go.jp/planning/pdf/141015_report_whole.pdf)。
5) 消費者委員会「『消費者契約法に関する調査作業チーム』論点整理の報告(平成25〔2013〕年8月)」(http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/houkoku/201308_houkoku.html)。
6) 河上正二編著『消費者契約法改正への論点整理』(信山社、2013年)も参照。
7) 消費者委員会消費者契約法専門調査会「中間取りまとめ(平成27〔2015〕年8月)」(http://www.cao.go.jp/consumer/history/03/kabusoshiki/other/meeting5/doc/201508_chuukan.pdf。以下では「中間取りまとめ」として引用する。)
8) 消費者委員会消費者契約法専門調査会「消費者契約法専門調査会報告書(平成27〔2015〕年12月)」(http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/doc/20151225_shoukei_houkoku1.pdf。以下では「専門調査会報告書」として引用する。)
9) 「答申書(府消委第9号)」(http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2016/_icsFiles/afidfile/2016/01/07/20160107_sk_toshin.pdf。以下では「答申書」として引用する。)を参照。
10) 2016年改正に関する解説として、河上正二「消費者契約法・特定商取引法の改正について」消費者法研究1号126頁(2016年)、須藤希祥「消費者契約法の一部を改正する法律の概説」NBL1076号4頁(2016年)を参照。消費者法研究1号頁162頁以下には、前掲注8)専門調査会報告書、前掲注9)答申書のほか、消費者契約法の一部を改正する法律案の新旧対照条文、衆議院消費者問題に関する特別委員会「消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(2016年4月28日)」、参議院地方・消費者問題に関する特別委員会「消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(2016年5月20日)」が収録されている。
11) 前掲注8)専門調査会報告書4頁以下を参照。
12) 前掲注8)専門調査会報告書11頁以下を参照。
13) 前掲注9)答申書を参照。
14) 前掲注8)専門調査会報告書2頁を参照。